

会議等報告書(概要)

平成17年6月24日

決 裁	市長	助役	部長	次長	課長	補佐	係長	係	課内供覧	作 成 者	
										生活安全課 主査 菅原 聡	
合 議											
件 名	平成17年度 第3回 流山市自転車駐車対策審議会										
日 時	平成17年6月3日(金) 午後2時							場 所	流山市役所 302 会議室		
出 席 者	審議会委員 別紙「出欠者名簿」のとおり 市 戸部市民生活部長・岡田生活安全課長・岩永補佐 菅原主査・時田主事										
傍 聴 者	別添「自転車駐車対策審議会傍聴カード」のとおり										
配 付 資 料	別添のとおり										

会議等の概要

【開 会 午後2時00分】

事務局

ただ今より平成17年度第3回自転車駐車対策審議会を開会いたします。
会議開催にあたりまして会長より挨拶を頂戴したいと思います。

【 会 長 あ い さ つ 】

事務局

次に、市民生活部長より挨拶を賜りたいと存じます。

【 市 民 生 活 部 長 あ い さ つ 】

事務局

それでは次に、早速議題に入らせていただきます。

なお、これからの議事進行につきましては流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日の審議会において傍聴希望者がおりますので、会議公開の原則により会長において、これを許可いたしましたので報告します。

傍聴人の方は入室してください。

それでは、会議を進行させていただきます。まず始めに、本日の出席についてご報告いたします。ただいまのところ、出席委員9名、欠席委員5名(内1名退任)であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席された委員の方々には、本日配付の資料を後日送付したいと存じますのでご了承願います。

次に議事進行につきましては、お手元に配付の次第に基づき進めてまいりたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは議題に入りたいと思います。

議題(1)「流山市自転車利用登録制度の見直しについて」を議題といたします。

まず、アの「答申書の作成について」、ですが、今回の答申案については、前回までの審議を踏まえ事務局で整理いたしました。

お手元の配付の答申案について、本日は最終調整ということですので文言表現等、再度、確認及び精査願いたいと思います。

また、前回の審議会にて訂正のありました自転車駐車場の施設整備計画(第2回自転車駐車対策審議会資料4)について、事務局より提出がありました。

これにつきまして、事務局より説明を求めます。

【資料1及び第2回自転車駐車対策審議会資料4について事務局説明】

会長

答申案及び自転車駐車場の施設整備計画(第2回自転車駐車対策審議会資料4)について、意見及び質疑等ございましたらお願いします。

委員

内容的には、このようなことだろうと思うのですが、文書的なことですが2ページ目の下から3行目において「また、使用料金について、市内、市外の格差をなくし、」の後、段落が一段下がっておりますが、下げずに続けた方が良いと思います。

事務局

はい、これは見やすいように正式な答申書では続けて記載したいと思います。

委員

3ページの(3)の「運営管理のあり方について」の本文で新たな利用申込システムの構築が必要ということですから、郵送による登録証(ステッカー)の交付については、前回までの審議会での経緯から、検討ではなく、具体的に実施決定するように明示すべきではないでしょうか。

事務局

この検討するというのは、今後実際に実施することを前提の基での検討であると解釈していただきたいと思います。

委員

はい、わかりました。今までの審議の中で郵送による登録証(ステッカー)の交付ということで、多くの意見や審議がなされた経緯があるので申し上げました。

事務局

基本的な審議のなかで、アンケート調査結果では利用者は現在の登録方法で、それ程、不満はもっておりません。そこで現地受付というのは一時利用とセットで考える必要があったと思います。その中で、一時利用については必要な個所に設置するということでしたが、現地受付は行わないわけですから、受付での利便性として市出張所での受付や利用者がわざわざ市役所まで来なくて済むように郵送でのステッカー交付というような新たなシステムを構築します。

ただし、これらを行うにはリスクも背負うわけでありまして、例えば郵送した場合、納付確認が必要になりますことから、利用者は現状よりも早く利用の判断をせざるを得ないため、利用の有無に関わらず、とりあえず申し込んでおく方も増加するのも現実だと思います。

このようなことから、文書表現として「検討」ということで、できる限り事務を軽減し、かつ利用者の利便性を向上させる方針として、二つ出されておりますが、このほかに他市の状況等を踏まえて検討していく必要があると認識しております。

委員

再確認ですが、現在の受付方法については、どのようになっているのでしょうか。

事務局

今の受付方法としては、新規と更新の登録者の二通りがあります。

更新の方は、更新の有無について照会のはがきで行っております。それと併せて特定の抽選となる自転車駐車場、例えば江戸川台駅の階層式自転車駐車場については、抽選の競争が激しいことから利用希望者は毎年、このはがきで申込みをさせており、翌年 1 月に流山警察署の協力を得て公開抽選という形式で決定しております。

その後、全ての自転車駐車場利用希望者に対し 3 月上旬に利用決定通知と併せて登録手数料の納入通知書を発送し、料金を支払った後に登録証の交付を市役所で受けてくださいということが基本なのです。しかし、約 14,000 件の更新登録者が市役所 1 箇所で行うと混乱を招きますので、駒形神社、北部公民館、江戸川台福祉会館、初石公民館、市役所、思井福祉会館の市内 6 箇所の公共施設等において 3 月中旬、本年度は 19 日の土曜日に出張交付を行い、約半数の方に登録証を交付しております。残りの半数の方は、概ね 4 月前に市役所に来られるというのが現状であります。

委員

現状のサービスの部分が記載されていないので、それについて理解されていれば新たな利用申込システムの郵送での登録証交付についても、理解されるのではないのでしょうか。

会長

他に、意見等ないのでしょうか。

委員

この間の起草委員会においても、一時利用は答申に入れないという結論になりましたが、その場合、以前の議論として一時預かり、1 日預かりについては、今後必要が生じた場合には行うということで、その費用としては約 450 万円を第 1 回審議会資料の中で示されたと思います。

この答申を出した後、この費用は、どのような形で入るのか、入らないのか、また実際に行わなかった場合は、どうなるのでしょうか。

事務局

答申案の中で、一時利用について触れておりませんので、案の「(1)登録制度から施設利用制度への転換について」という項目の本文で「その利用期間は、1 年とし、」という文がありますので、この後に一時利用について触れるということで、いかがでしょうか。

委員

一時利用については(1)の本文に盛り込むのではなく(3)の「運営管理のあり方について」の本文で「ただし、利用者の利便性向上に新たな利用申込システム構築が必要で」という文言があり

ますので、一時利用というのは今まで行われていなかった「新たな利用申込システム構築」の中に含まれていると解していると思います。もし一時利用について入れるとすれば「例えば、」の後に「一日利用の料金の設定及び」というように入れてはどうでしょうか。

委員

一時利用を行う場合、予算が伴うということなので、この必要経費について、この答申内容で、どこまでカバーできるのかということが疑問に思いましたのでお聞きいたしました。

また一時利用を行う場合に難しいのは、実際に使われなかったら、経費がどうなるのかという問題もあります。

委員

その点については、実施してみないとわからないと思います。

しかし、1年間実施してみれば、決算時に実績がでますので、それらを次年度予算に反映していくということではいかがでしょうか。この数値に、こだわると先に進まないと思います。

委員

状況によって一時利用ができない場合、この経費については設備費の増強として前倒しで入れておくという形にしておくのが良いのではないのでしょうか。

委員

一時利用が使われるか、使われないかについては、次のステップとして次年度の話ではないでしょうか。

委員

以前の審議会では一時利用は設けましょうということで話がまとまりましたが、前回か前々会の審議会で経費面の問題もあり行わない方向で変わってきたというニュアンスがあります。

起草委員会での議論は、どうだったのでしょうか。

事務局

起草委員会での議論を整理させていただきますと、5月18日開催の第2回審議会で資料1では、一時利用は必要に応じた場所で行うということで、ご審議いただいております。試行的には江戸川台駅西口で行うということが、過去審議内容となっております。

このことから、第2回審議会の資料2として「自転車駐車対策審議会第1回起草委員会のまとめ」という資料がありますが、一時利用についての文言が欠落していると思われま。

その中も「(1)登録制度から施設利用制度への転換について」という中に、一時利用について入れるか、ご審議いただき整理していかねばいけなかったと思います。

答申案の中で、一時利用について触れておりませんので、案の「(1)登録制度から施設利用制度への転換について」という項目の本文で「その利用期間は、1年とし、」という文がありますので、この後に一時利用について触れるということで、いかがでしょうか。

委員

一時利用については、やはり(3)の「運営管理のあり方について」の欄に入れるべきではないかと思えます。

委員

先程申し上げたとおり、答申案の「運営管理のあり方について」の「例えば」の後に入れば良いのではないのでしょうか。

委員

一時利用については、江戸川台駅西口が民間駐輪場もないということで試行的に行うということでテストケースだったと思うのですが。

たしかに、テストケースですと、それをいつ、どのような方法で行うというような問題もあります。

委員

一時利用については、現在の定期利用料金が 3,000 円ということなので、利用希望者はあまりいないと考えられます。今回の料金改定で、希望したいという声が多ければ、その時点で検討すれば良いということです。

起草委員会では、新たな利用申込システムの構築という中に包括されるのではないかとということで、決まりました。

委員

一時利用のテストケースということも含めて、新たな利用申込システムということでしょうか。

委員

一時利用のテストケースなどのことも含めて、新たな利用申込システム構築という解釈だと思います。

委員

そうですね。一時利用については、最終的には結果をみないと解らないので、今の段階では、どうなるのか予測するのは、やはり難しいと思います。

委員

「新たな利用申込システムの構築」という文言で一時利用についても、年度途中で利用者からの声が多ければ、これを反映して実施するというのも可能だと思います。

委員

一時利用を見据えた中で、「新たな利用申込システムの構築」ということで良いのではないのでしょうか。

委員

南流山駅自転車駐車場の料金ですと、全部で一時利用は約 350 台程度の収容も見込まれているという事実もありますので、当然、他の各駅でも一時利用は必要ではないかということなのです。

委員

市の自転車駐車場は年間定期利用料金が 3,000 円ですので、南流山駅と同じように一時利用希望者があると考えるのは、条件が異なることから難しいと思います。

委員

今後、料金改定が行われた場合には、一時利用は割高になると思います。

会長

一時利用をまとめますと、場所によって必要になってくる所や民間で行っている所もありますので、市が自ら一時利用置場を造らなくても良いということで、今後の検討課題です。

また、料金改定がされますと利用形態が変わっていく、さらにつくばエクスプレスが開通しま

すと、既存自転車駐車場から新駅に変わる方もおりますので、その動向を少し見極めながら検討していくということになると思います。

それでは、一時利用については期間や料金だけでなく運営手法から新たな利用申込システムの中で検討しくことといたします。

他に、ございませんか。

委員

答申のタイトルについては、センターに記載された方がバランスが良いと思います。

委員

審議会の会長名も、右寄せにした方がレイアウト的に良いのではないのでしょうか。

事務局

市の文書規定に基づき公印を押印した場合に、公印が右一文字分をはみ出さないようになっているため、このような配置になったものです。

会長

次に、要望事項について、ご意見等ございませんか。

委員

内容については、これで良いと思います。

事務局

要望事項の2については、既に市で実施している部分もありますが、1と3については実施するのは、なかなか難しいと思います、ただし、委員提案のとおり理想としては、このような要望のとおりだと思えます。

委員

1の自転車専用道路などは、たしかに一度道路が出来た後に作り直して自転車専用道路にするというのは難しいと思いますので、都市計画を立てる段階で、このようなことも考慮しながら計画していかなければいけないと思います。

委員

私の南流山駅周辺においての状況を見る限り、このように計画段階で検討していくことについては、賛成いたします。

会長

それでは、他に意見・質疑等がなければ平成16年12月10日付けで諮問されました「流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて」は、別紙配付資料1のとおり答申書として決定いたします。

なお、本日の審議での訂正箇所については、事務局で訂正の上、6月7日に市長へ答申したいと思えます。

次に、その他といたしまして報告事項として流山セントラルパーク駅・流山おおたの森駅自転車駐車場の利用等につきまして、資料2の説明をお願いします。

【資料2について事務局説明】

事務局

今ご説明の資料2の中で、流山セントラルパーク駅・流山おおたの森駅自転車駐車場の利用料金については、この審議会で初めて公表したもので、議会には6月9日の一般報告予定であり

市民や利用者においては、7月1日号の市広報に掲載し周知を図る予定ですので、議題とは別に「その他」の事項でございます。よろしくご理解願いたいと思います。

会長

それでは、平成16年12月10日付けで諮問されました「流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて」は別紙配付資料1のとおり答申書として決定いたします。

また、本日の審議での訂正個所については事務局で訂正の上、市長へ答申したいと思います。他に質疑等ございませんか、また事務局より他に報告等はございませんか。

事務局

最後に、本日まで審議された答申の内容については6月7日の午前10時に会長、副会長から答申書として市長に提出される予定となっております。また、提出された答申書の写しについて後日、委員方々に送付させていただきたいと考えております。

冒頭に申し上げましたとおり、この答申を作成のため、大変短い期間の中で、これだけのご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

会長

これをもちまして平成17年度第3回自転車駐車対策審議会を閉会いたします。議事運営、ご協力ありがとうございました。

【閉 会；午後 3時04分】